

職員の休暇に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 9 月 30 日

大 阪 市 人 事 委 員 会

委員長 西出 智幸

大阪市人事委員会規則第 8 号

職員の休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の休暇に関する規則（平成 4 年大阪市人事委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(介護休暇) 第 5 条 〔略〕 第 5 条の 2 〔略〕 2 1 時間を単位とする介護休暇は、 <u>1 日を通じ 4 時間</u> （当該介護休暇と 要介護者を異にする介護時間の承認 を受けて勤務しない時間がある日につ いては、当該 4 時間から当該介護 時間の承認を受けて勤務しない時間 を減じた時間）の範囲内とする。	(介護休暇) 第 5 条 〔同左〕 第 5 条の 2 〔同左〕 2 1 時間を単位とする介護休暇は、 <u>1 日を通じ、始業の時刻から連続し、 又は終業の時刻まで連続した 4 時間</u> （当該介護休暇と要介護者を異にす る介護時間の承認を受けて勤務しな い時間がある日については、当該 4 時間から当該介護時間の承認を受け て勤務しない時間を減じた時間）の 範囲内とする。
(介護時間) 第 5 条の 3 〔略〕 2 <u>職員の育児休業等に関する条例</u>	(介護時間) 第 5 条の 3 〔同左〕 2 <u>介護時間は、1 日を通じ、始業の時</u>

<u>（平成４年大阪市条例第４号）第19条第１項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日の介護時間については、１日につき２時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間の範囲内とする。</u>	<u>刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した２時間（職員の育児休業等に関する条例（平成４年大阪市条例第４号）第19条第１項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該２時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）の範囲内とする。</u>
備考 表中の〔 〕の記載は注記である。	

附 則

この規則は、令和７年１０月１日から施行する。

（令和７年９月３０日揭示済）